

## 投稿規定

1. 投稿論文の内容は、本学の職員（非常勤および附属中学校高等学校を含む）による研究に関するもの、および教育職員の指導のもとで学生が行った研究に関するものとする。
2. 投稿者は、本学の職員（非常勤および附属中学校高等学校を含む）、および学生（指導教員を共著者とする）に限る。ただし、学外の共同研究者との共同執筆も認める。
3. 原稿は、大学紀要編集委員会宛に提出するものとする。
4. 現行の採否は、大学紀要編集委員会が決定する。
5. 投稿論文の長さは、原則として、本誌刷り上がり10ページ以内とする（論文題・日本語要約・本文・文献・資料・脚注・表・図・英語要約・付記などをすべてを含む）。これを超えた場合は、実費を執筆者負担とする。
6. 投稿論文の受理年月日は、編集委員が受理した日とする。
7. 原稿の作成は、「原稿作成要綱」に従って行うものとする。
8. 論文の種類  
論文の種類は、原著論文、総説、症例報告、技術報告、調査報告、その他とする。
  - 1) 原著論文  
自然科学分野あるいは人文社会科学分野において、学術的あるいは社会的に価値があり、かつオリジナリティのある研究成果を記述した論文。
  - 2) 総説  
自然科学分野あるいは人文社会科学分野における既発表のいくつかの論文をまとめ、さらに新しい解釈や考察を加えた論文。
  - 3) 症例報告、技術報告、調査報告  
自然科学分野あるいは人文社会科学分野における臨床的、技術的、事例的な問題についての有用な結果の報告。
  - 4) その他、(1)～(3)以外で大学紀要編集委員会が必要と認めたもの。
9. 著作権  
原則として当該論文の電子情報化および公開に関する著作権の行使は本学に許諾されたものとする。本学は、当該論文の電子情報化および公開を他の機関に委託することができるものとする。この委託機関から支払われる著作権使用料は本学に帰属する。
10. この規定に定めるもののほか、投稿に関し必要な事項は、大学紀要編集委員会において決定する。
11. この規定の改廃は、大学紀要編集委員会で審議し教授会に諮り、学長が決定する。

### 附 則

1. この規定は、令和元年7月17日から実施する。

（作成年月日：平成6年3月31日）

（第1次改訂年月日：平成10年3月31日）

（第2次改訂年月日：平成13年3月31日）

（第3次改訂年月日：平成21年3月31日）

（第4次改訂年月日：令和元年7月17日）